

議案第16号

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和6年2月27日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例

八幡浜市都市計画税条例（平成17年条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
地域名	都市計画税除外区域	地域名	都市計画税除外区域
(略)		(略)	
松蔭町	(略)	松蔭町	(略)
<b>佐島</b>	<b>八幡浜市佐島の全部</b>	<b>その他の地域</b>	<b>八幡浜市字佐島の全部並びにタチウチハ、松影及び吉井の一部</b>
その他の地域	八幡浜市 <b>字松影及び字吉井</b> の一部	その他の地域	八幡浜市 <b>字佐島の全部並びにタチウチハ、松影及び吉井</b> の一部
(略)		(略)	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

八幡浜市地番整理事業の実施により字の区域及び名称を新たに画し、並びに字の名称を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

